

社協台原ケアプランセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援及び指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要支援及び要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護支援専門員は利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供できるよう援助を行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者・指定居宅サービス事業者および介護保険施設等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 社協台原ケアプランセンター
- (2) 所在地 仙台市青葉区台原森林公園 1-3

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 所長（管理者） 1名（介護支援専門員兼務）
所長は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名
介護支援専門員は、指定介護予防支援及び指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法第 178 号）に規定する休日・12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く
- (2) 営業時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までを標準とし、利用者と調整の上実施する。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供

した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 介護予防のための効果的な支援方法（厚生労働省令第37号 第29条から第31条に規定）に従って実施する。
- (2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅等とする。
- (3) サービス担当者会議について
 - ア 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又 自宅等とする。
 - イ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有し、介護予防サービス計画原案の内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (4) 担当職員による居宅訪問頻度等は次のとおりとする。
 - ア 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
 - イ サービスの評価期間が終了する月
 - ウ 利用者の状況に著しい変化があったとき なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業者を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- (5) モニタリングの結果は、少なくとも1月に1回記録する。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 要介護認定等に係る申請事務の代行を行う。
- (2) 居宅サービス計画の作成及び当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスまたは介護保険施設への紹介・その他便宜提供を行う。
- (3) 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定する事務所内等とする。
- (4) 居宅サービス計画の作成にあたり、介護支援専門員は、利用者の有する能力や取り巻く環境等の評価を通じて課題分析を実施する。課題分析の方式は、全国社会福祉協議会方式及び宮城県版方式を使用する。
- (5) 前号の課題分析の結果に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案を作成し、計画上の指定居宅サービス等の担当者による会議の開催等により、専門的意見を聴取する。会議の開催場所は、第3条に規定する事務所内等とする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握を行う。実施状況の把握にあたって、介護支援専門員は利用者の居宅を1か月に1回訪問することとし、必要に応じ随時訪問する。
- (7) 指定居宅サービス事業所等から利用者の服薬状況、栄養状態、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認められるものについて、利用者の同意を得た上で、主治医、歯科医師、薬剤師等に提供する。

(虐待防止に関する事項)

第8条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための職員に対する研修を定期的実施する。
 - (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常事業の実施地域は仙台市青葉区台原・旭ヶ丘・堤町・北根・北根黒松・小松島・泉区南光台とする。

(事故発生時の対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援及び指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講ずる。

(サービス提供にあたっての留意事項)

- 第11条 事業所は、職員の質的向上を図るために内部での研修の機会を設けるとともに、外部の研修等にも参加の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員だった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。